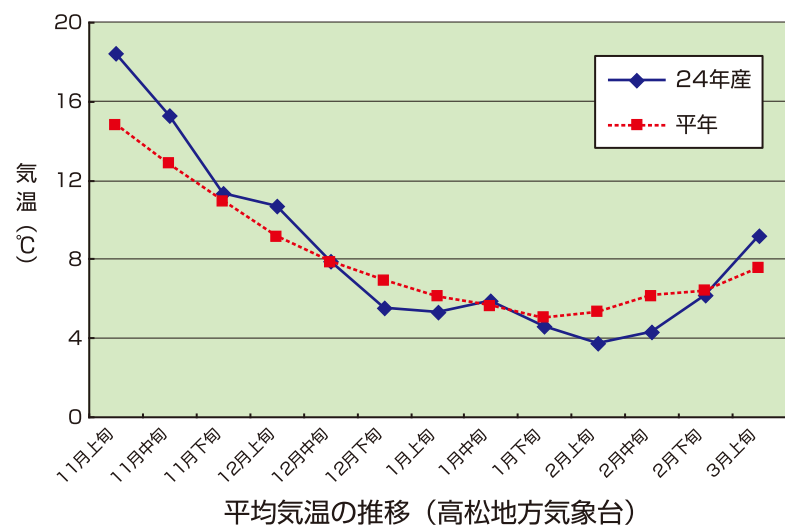


本年産麦の生育状況に応じた適切な管理を!

平成24年産麦生育期間の気温の推移 (平年との比較)



- 平成24年産麦の生育期間の気温は、播種が行われた12月中旬頃までは平年より高めでした。
- その後、現時点まで低温で経過しました。
- このため、麦の生育は緩慢でやや遅れ気味に経過しています。また、小麦を中心に播種時期が遅い麦については、さらに遅れているものと考えられます。

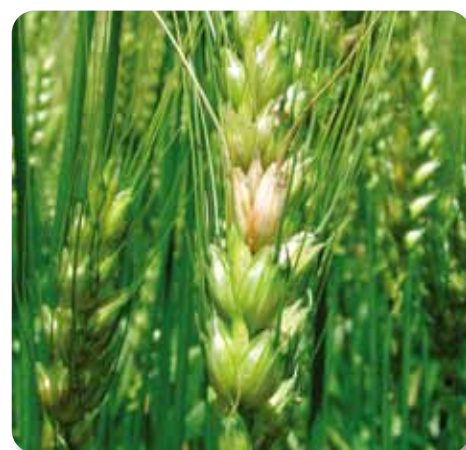


平成23年播き農業試験場作況試験結果 (綾川町)

区分	播種日	3月1日調査			幼穂形成始期	節間伸長開始期
		草丈(cm)	莖数(本/㎡)	葉数(枚)		
小麦 さめきの夢2009	11月15日	17.3	665	6.4	2月28日	3月20日
はだか麦 イチバンボン	11月15日	11.4	498	6.8	2月20日	3月16日

赤かび防除を徹底し、発生防止に努めましょう!

赤かび病が発生した麦は、その混入量によっては、法律に基づき販売が制限されたり、農産物検査で規格外に格付けされたりします。



赤かび病の発生 (小麦)

- 赤かび病は出穂期から乳熟期にかけて、曇天・降雨が続き、気温が高いと発生します。
- 特に本年産麦は播種が遅れたものが多く、平年より気温が高い時期に出穂期を迎えると考えられます。
- このため、赤かび病防除を徹底しましょう。

防除時期 1回目: 開花始め
2回目: 1回目防除の7~10日後

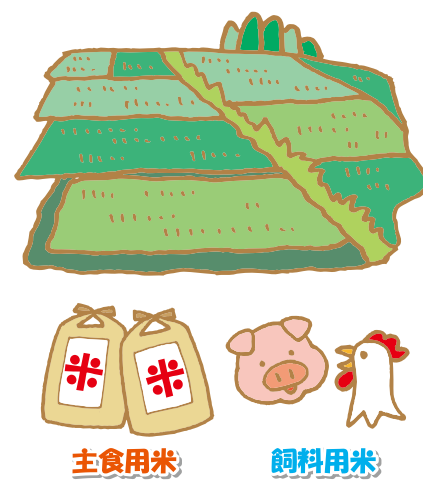
~防除時期や薬剤は「麦の栽培しおり」などをご確認下さい~

「所得補償交付金の数量払」の仕組みを踏まえ、収量・品質の向上を!

新規需要米(飼料用米)の管理について

広域流通で取り組む場合 (主食用米と一括管理し、JAに出荷)

- 地域単収(生産数量目標の配分に用いた単収)で当初の契約数量を面積に換算し、生産予定面積を決めます。
- 10/15現在の作況指数に応じ、契約数量が変更されます。(変更後の契約数量)
- 変更後の契約数量に応じてJAで振り分け処理をします。



地域内流通で取り組む場合 (畜産業者等と直接契約し、生産、収穫及び乾燥調製を主食用米と区分して管理)

- 地域単収で当初の契約数量を面積に換算し、生産予定面積を決めます。
- 作付ほ場の全収穫量に応じて契約数量を変更します。(変更後の契約数量)
- 変更後の契約数量に応じて出荷します。

共通事項

- ・原則として、ほ場を特定する必要があります。
- ・農業者及び需要者等は飼料用米等の取引に関する帳簿等を備え付ける必要があります。
- ・自然災害等により減少した場合は、別途確認できる書類の提出により数量変更できます。(一括管理)

【区分管理を行う際の留意事項】

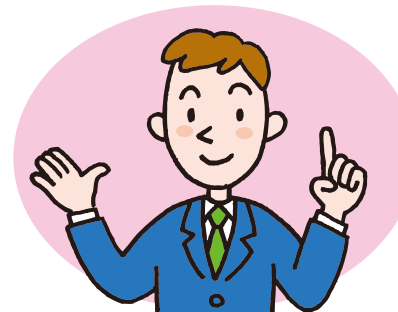
- 出荷数量が当初契約数量の8割に満たない場合は、理由書や作業日誌等の栽培管理状況を示す書類の提出が必要です。理由書等の内容が、合理的な理由として認められない場合は、水田活用の所得補償交付金は交付されません。
- ふるい下米等の需要者が引き取らない米穀についても用途限定米穀ですので、「改正食糧法」に基づく適正な管理が必要です。

新規需要米(飼料用米、米粉用米等)の「横流れ防止」について

「改正食糧法に基づく遵守事項」 ＜不正転用による不当利益防止＞

- 改正食糧法
 - ・定められた用途以外の使用・販売を禁止。
 - ・他の米穀と、用途ごとに明確な区分管理を徹底。
 - ・販売する場合には、紙袋等の包装及び伝票等に用途を表示。
- 米トレーサビリティ法
 - ・出荷・販売する場合は記録を作成し、3年間保存。

「米トレーサビリティ法に基づく措置」 ＜流通ルートの特定＞



○内容に関するお問い合わせ先

- 香川県農業協同組合中央会 指導部指導課
- 香川県 農政水産部 農業生産流通課
- 農業者戸別所得補償制度に関するお問い合わせ先
- 中国四国農政局 高松地域センター(戸別所得補償チーム)

TEL:087-825-2503

TEL:087-832-3418

TEL:087-831-8185

さめき水田営農だより

平成24年度

農業者戸別所得補償制度の 申請手続きが始まります!

4月2日(月)
~7月2日(月)



各地域農業再生協議会が申請手続きを支援します。

加入申請書等を受け付ける地域農業再生協議会で期限が異なる場合があります。
高松地域センターに直接提出する場合は7月2日が提出期限です。

制度に加入される方は、「交付申請書」の内容を十分に確認して、地域農業再生協議会か、高松地域センターのいずれかに提出しましょう。

交付申請書の用紙が届いていない場合は?

新たに加入するなどの場合は、地域農業再生協議会又は高松地域センターからお取り寄せください。

高松地域センター(戸別所得補償チーム) 電話:087(831)8185

特別号の「産地資金(暫定版)の概要」に誤りがありました。

平成24年3月1日に発行しました特別号の記述に右記の誤りがありました。訂正してお詫びします。

なお、5月に行われる国との正式協議後、正式版を改めて掲載します。

大豆担い手集積加算

担い手(集落営農組織、認定農業者)の経営の安定を図ることで、将来に向けて安定した大豆生産を確保するために加算

【加算対象者】販売目的で生産した集落営農組織・認定農業者
【対象作物】白大豆、黒大豆
【加算対象面積】表作のみ
平成24年産の白大豆(七毛作を含む)、黒大豆(表作のみ)の作付面積
※畑での黒大豆の作付面積は除く。
【加算単価】3,000円/10a(集落営農組織、認定農業者)

畑での大豆の生産性向上のための技術等メニュー

1. 中耕培土の2回以上の実施
2. 「汎用型コンバイン」又は「バインダー」の利用
3. 耕起・施肥・播種の同時施行技術の実施
4. 子実等水分測定による適期収穫の実施
5. 畝間灌水の実施
6. 病害虫発生予測に基づく効率的防除の実施
7. 無人ヘリコプターによる防除の実施

農業者戸別所得補償制度の営農計画書の記入方法について

営農計画書の記入は、農業経営を見直す機会でもあります。経営や作業の効率等を検討しながら、作物を選択し、今年の営農計画を立てましょう。

様式は複写式になっていますので、黒色ボールペンで強めに記入してください。

昨年と様式が若干変更していますので、ご注意ください。記入してください。

変更点(1)
「収量等級」の列を追加

変更点(2)
生産数量目標に「作付面積」の欄を追加

提出される際には、提出するすべての用紙の「農業者印・重要事項説明確認印」に押印が必要です。

記入例(イメージ)：太枠内を中心に記入してください

組合名	地区名	組合コード	所在地	面積	収量	等級	備考
0001	パンチョウ1	(1000)	950	950	950	②	コシヒカリ (はだか麦)
0002	パンチョウ2	(800)	760	760	760	*	コシヒカリ (飼料用ソルガム)
0003	パンチョウ3	(300)	230	230	230	③	ナス (家庭菜園)
0004	パンチョウ4	(2000)	1910	1910	1910	*	④ フロッコリー 10月
0005	イナミヤ1	(500)	480	480	480	*	⑤ 大豆 (はだか麦)
0006	イナミヤ2	(1200)	1150	1150	1150	*	はだか麦
0007	イナミヤ3	(900)	840	840	840	⑥	ヒノヒカリ (小麥) 飼
1	寿町1	(500)	460	460	460	⑦	ヒノヒカリ (小麥)
2	寿町2	(1100)	1050	1050	1050	⑦	小麥
合計			6320				

項目	数量	単価	金額
生産数量目標	705	23.50	25,800
契約数量	826	25.80	21,300
生産予定面積	600	4.80	2,880
生産数量目標	300	6.00	1,800
契約数量	300	6.00	1,800

作物を作る農地、作らない農地

経営農地について、作物を作付けする農地は「営農計画書」に記入してください。

さらに、米の所得補償交付金の申請をされる場合は、交付対象水田^注であって、調整水田や自己保全管理など作物を作付けしない農地は「不作付地等の改善計画」に記入しましょう。

ただし、基盤整備の工事が行われる水田(土地改良通年施行)の場合は、記載する必要はありません

注) 交付対象水田は、営農計画書の「交付対象水田の可否」欄に*が印字されています。

その他の注意点

農地を追加する場合には、地権者との利用権設定又は農作業受委託契約書(使用収益等を伴う契約で、全作業についての受委託契約が対象)の写しの添付が必要です。

地域内流通の飼料用米等に取り組む場合(畜産業者等と直接契約する場合)は、それを生産する作付面積と生産予定面積を必ず一致させてください。

広域流通の飼料用米に取り組む場合(主食用品種で取り組み、JAに出荷する場合)、JAで、出荷米から飼料用米に振り分け処理をします。カントリーエレベーターを利用する場合は各施設の取扱い品種に限られます。

作付予定を変更することになった場合は、地域農業再生協議会にご連絡ください。

記入にあたっての注意事項



記入方法について、**地域独自の記入方法がある場合は、そちらに従ってください。**

- 作物等又は水稲品種、作付面積を記入。水稲の場合は、植付予定月日も記入。
- 二毛作の場合は、裏作を()書きで記入。ただし、水稲との組合せでは、水稲が表作になります。
- 自家消費用の野菜を作付けする場合は、野菜名のもとに「(家庭菜園)」を加筆してください(販売しない作物は交付対象外になります)。
- 交付対象となる野菜等については、(予定)作物名及び収穫時期を記入してください。
- 戦略作物同士の組み合わせによる二毛作を行う場合は、どちらの作物を表作にするか裏作にするかの選択が可能です。
- 広域流通の飼料用米を作付けする場合も、水田の特定が必要です。記入にあたっては、「飼」を品種名の後に加筆してください。
例) ヒノヒカリ 飼
作付面積は、「水稲作付面積」の欄に()書きで記入してください。
- JAとの出荷契約数量や、実需者と直接契約している場合は、契約数量を「生産数量目標」に、作付面積を「作付面積」と「生産予定面積」に記入してください。

畑作物の「生産数量目標」の設定について

国が定めた次の設定ルールに従い、農業者の皆さん自身が設定します。

麦・大豆 JAや実需者と締結した24年産に係る播種前契約に基づく出荷契約数量を基本とし、その数量を下回らないように設定してください。

そば・なたね(油糧用) JAや実需者と締結した24年産に係る播種前契約に基づく出荷契約数量を基本とし、その数量を下回らないように設定してください。

●ただし、播種前契約時の予定面積よりも、実際の作付面積が減少した場合は、契約書から転記せず、実際の作付面積に見合った生産可能な数量を目標に設定してください。

●設定の確認のため、JA以外と直接販売契約している場合は、**契約書のコピー等を添付**してください。(JAと契約している場合は、JAから国へ一覽で提出されます)。

調整水田等の不作付地の改善計画書について

米の所得補償交付金の申請をされる方で、調整水田等の不作付地を保有されている場合は、「調整水田等の不作付地の改善計画」を**6月30日までに市町に提出**し、認定を受ける必要があります。

調整水田等の不作付地の改善計画 平成24年6月〇日

香川市長 殿

申請者 住所 香川市番町4丁目1番10号
氏名 讃岐 太郎
電話番号 087 (000) 0000

私が使用収益権等を有する水田のうち、調整水田等の不作付地となっている水田改善計画を下記のとおり作成したので申請します。

不作付地の地番	不作付地の面積 a, m	期間 種地 は○を 記入 番号 左が3の場合は詳細を 記入	状態	作物を栽培できない理由 番号 左が1の場合は詳細を 記入	改善計画 番号 左が1の場合は作物名を、 5の場合は詳細を記入	達成予定年 番号 左が5の場合は詳細を 記入
番町4-1-9	8.70	2		4	2	1
番町4-1-5	12.70	2		1	1 黒大豆	1

(注1) 状態、作物を栽培できない理由、改善計画、達成予定年欄については、該当する番号を記入してください。
(注2) 改善計画欄で、「1」を選んだ場合は、作物名を記入してください。
(注3) 各欄でその他を選んだ場合は、詳細を記入してください。
(注4) 改善計画の達成予定年までに作物の作付けが行われず、翌年も作付けが行われないことが確実な場合には、当該不作付地は米及び水田活用の所得補償交付金交付対象農地から除外されます(ただし、①人・農地プラン(地域農業マスタープラン)において地域の中心となる経営体へ集積する農地として位置づけられたもの、②その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地域センター長等が認めたものは除きます)。

【地域協議会等管理コード】
市町コード 地区コード 集落コード 農家番号

産地資金等を活用し、不作付地を解消しましょう!

～ 調整水田等の「不作付地」の取り扱いについて ～

食料自給率の向上を目的とした農業者戸別所得補償制度では、米及び水田活用の所得補償交付金の交付申請者が調整水田等の不作付地を保有する場合には、「不作付地の改善計画」を市町に提出し、認定を受けることが交付金を受領するための要件となっています。

改善計画の達成予定年までに作物の作付けが行われず、翌年も作付けが行われないことが確実な場合には、当該不作付地が米及び水田活用の戸別所得補償交付金の交付対象水田から除外することが、国で予定されています。

ただし、集落等の地域の話し合いに基づいて作成される「人・農地プラン」において、地域の中心となる経営体へ集積する農地として位置づけられた場合を除く方向で検討されています。
達成予定年以前に作物を作付けて計画を達成し、その後、再度不作付地になった場合は、不作付地の改善計画に再度記載し、達成予定年までに作物を作付けしましょう。

